

奈良県景観条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年五月一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三号

奈良県景観条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。）及び奈良県景観条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

**第二条** 条例第七条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 法第八条第二項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更  
(届出書等)

**第三条** 法第十六条第一項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第一号様式）により行うものとする。

2 条例第九条第三項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- 一 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 三 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
- 四 法第八条第三項第二号の規定に基づき景観計画に定める基準への適合に関する事項を記載した書類

3 省令第一条第三項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、条例第十条第一項の規定による事前の助言をした行為に係る省令第一条第一項の届出について、

知事が同条第二項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときとする。

(変更届出書)

**第四条** 法第十六条第二項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(第二号様式)により行うものとする。

(適用除外)

**第五条** 条例第九条第七項第一号の規則で定める仮設の建築物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第五項前段の規定による許可を受けた建築物とする。

2 条例第九条第七項第四号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二百二十七条第一項の規定による届出に係る復旧又は同法第三百三十九条第一項の規定による届出に係る行為

二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条各項若しくは第十条各項の規定による公園事業の執行、同法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定による許可に係る行為、同法第二十六条第一項の規定による届出に係る行為、同法第五十六条第一項の規定による協議に係る行為又は同条第三項の規定による通知に係る行為

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第八条第一項の規定による許可に係る行為又は同条第八項の規定による協議に係る行為

四 奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第七条各項の規定による公園事業の執行、同条例第十条第三項の規定による許可に係る行為又は同条例第十二条第一項の規定による届出に係る行為

五 奈良県風致地区条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号)第二条第一項の規定による許可に係る行為、同条例第二条第三項の規定による協議に係る行為又は同条例第三条の規定による通知に係る行為

六 奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)第二十三条第四項の規定による許可に係る行為、同条例第二十五条第一項の規定による届出に係る行為、同条例第三十三条第一項の規定による協議に係る同条例第二十三条第四項の行為又は同条例第三十三条第二項の規定による通知に係る同条例第二十五条第一項の行為

七 奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第十八条第一項の規定による許可に係る行為、同条例第三十三条第一項の規定による届出に係る行為又は同条例第四十五条第一項の規定による許可に係る行為

3 条例第九条第七項第五号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

二 煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの

三 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

四 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

五 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

六 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類するもの

七 自動車車庫の用途に供するもの

八 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

九 自動販売機

4 条例第九条第七項第五号の規則で定める規模は、別表の上欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる景観計画において定められた区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる届出を要しない規模とする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

**第六条** 法第十六条第五項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第三号様式）により行うものとする。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

**第七条** 条例第十条第一項の助言を求めようとする者は、届出を要する行為に係る事前助言の申出書（第四号様式）に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に掲げる図書のうち知事が必要と認めるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる行為 省令第一条第二項第一号イからニまで及び条例第九条第六項に規定する図書

二 法第十六条第一項第三号に掲げる行為 省令第一条第二項第二号イからハまで及

び条例第九条第六項に規定する図書

三 条例第九条第一項に規定する行為 第三条第二項各号に規定する図書

(公表)

**第八条** 条例第十二条第二項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 勧告に従わない旨の事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

**第九条** 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、身分証明証（第五号様式）によるものとする。

(行為の着手制限の期間の短縮)

**第十条** 知事は、法第十八条第二項の規定により同条第一項本文の期間を短縮するとき、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(行為の完了の届出)

**第十一条** 条例第十五条の規定による届出は、行為完了届出書（第六号様式）に、届出に係る行為が完了した後の建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示す写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面を添付して知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

**第十二条** 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、法第十六条第一項又は第二項の規定により提出する場合にあつては正本及び副本各一部と、その他の場合にあつては正本一部とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第十二条までの規定は、平成二十一年十一月一日から施行する。

別表（第五条関係）

行為の種類	法第十 六条第 一項第 一号に 掲げる 行為		
	建築物の新築 又は移転		
景観計画において定められた区域	第一種特定区域又 は第二種特定区域		
	広域幹線沿道区域	一般区域	全ての区域
届出を要しない規模	次のア又はイに掲げる建築物の区 分に応じ、当該ア又はイに定める 規模 ア 一戸建ての住宅（専ら住居の 用に供するものに限る。）建 築物の高さ（地盤面からの高さ をいう。以下同じ。）が十メー トルで、かつ、建築面積が五百 平方メートルのもの イ アに掲げる建築物以外の建築 物 建築物の高さが十メートル で、かつ、建築面積が百平方メ ートルのもの		
建築物の高さが十三メートルで、 かつ、建築面積が千平方メートル のもの	次のア又はイに掲げる建築物の区 分に応じ、当該ア又はイに定める 規模 ア 建築物の規模が建築物の新築		





又は改築 工作物の増築	の に係るも る工作物 号に掲げ 三項第九 第五条第			
	第一種特定区域	第二種特定区域、 広域幹線沿道区域 又は一般区域	一般区域	
全ての区域	第一種特定区域	第二種特定区域、 広域幹線沿道区域 又は一般区域	一般区域	
次のア又はイに掲げる工作物の区 分に応じ、当該ア又はイに定める	工作物の高さが一・五メートルの もの	全ての規模	物 建築物の上端から工作物の 上端までの高さが五メートル又 は地盤面から当該工作物の上端 までの高さが十メートルのもの	次のア又はイに掲げる工作物の区 分に応じ、当該ア又はイに定める 規模 ア 第五条第三項第一号に掲げる 工作物 建築物の上端から工作 物の上端までの高さが五メート ル又は地盤面から当該工作物の 上端までの高さが十五メート ルのもの イ アに掲げる工作物以外の工作 物 建築物の上端から工作物の 上端までの高さが五メートル又 は地盤面から当該工作物の上端 までの高さが十三メートルのも の



	<p>条例第九条第一項第二号に掲げる行為</p>	
	<p>第一種特定区域、第二種特定区域又は広域幹線沿道区域</p>	<p>一般区域</p>
<p>千平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生じる擁壁若しくはのり面の高さが五メートル又はその長さが十メートルのもの</p>	<p>行為に係る物件の堆積<small>たい</small>の高さが二メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が千平方メートルのもの</p>	<p>行為に係る物件の堆積<small>たい</small>の高さが三メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が三千平方メートルのもの</p>